

公益財団法人全日本剣道連盟 評議員及び役員選任規則

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）の評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令及び全剣連定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 評議員の推薦方法

(評議員候補者の推薦)

第2条 全日本剣道連盟会長（以下「会長」という。）は、評議員会が評議員を選任する場合、評議員会の求めに応じ、理事会に諮った上で評議員の候補者となる者（以下「評議員候補者」という。）を評議員会に推薦するものとする。

(評議員候補者の員数等)

第3条 評議員の任期満了に伴い新たに評議員を選任する場合は、会長が評議員候補者として推薦することのできる員数は、47人以上60人以内とする。なお、評議員候補者の推薦区分は、次のとおりとするものとする。

①地方代表団体（小計47人）

北海道・青森・秋田・山形・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨・東京・新潟・石川・富山・福井・長野・静岡・愛知・岐阜・三重・滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山・兵庫・岡山・広島・山口・鳥取・島根・香川・愛媛・高知・徳島・福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄 各1人

②全国組織剣道関係団体（小計7人）

警察庁・全日本実業団剣道連盟・（一財）全日本学校剣道連盟・全日本学生剣道連盟・（一財）全日本剣道道場連盟・（公財）全国高等学校体育連盟剣道専門部・（公財）日本中学校体育連盟 各1人

③学識経験者（小計6人以内）

以上 60人以内

2 任期途中で欠員が生じたため新たに評議員を選任する場合は、会長は、欠員となった員数の候補者を欠員となった評議員が属していた区分から推薦するものとする。

第3章 役員の推薦方法

(理事候補者の推薦)

第4条 会長は、評議員会が役員（理事及び監事をいう。）を選任する場合、評議員会の求めに応じ、理事会に諮った上、当該役員候補となる者（以下「理事候補者」又は「監事候補者」という。）を推薦するものとする。

(理事候補者の員数等)

第5条 理事の任期満了に伴い新たに理事を選任する場合は、会長が理事候補者として推薦する者の員数は、39人以内とする。なお、理事候補者の推薦区分は、次のとおりとするものとする。

①地域区分（上申）によるもの（小計21人）

北海道	1人
東北（青森・秋田・山形・岩手・宮城・福島）	2人
関東（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨）	5人
東京	3人
北陸（新潟・石川・富山・福井・長野）	1人
東海（静岡・愛知・岐阜・三重）	2人
近畿（滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山・兵庫）	3人
中国（岡山・広島・山口・鳥取・島根）	1人
四国（香川・愛媛・高知・徳島）	1人
九州（福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島・沖縄）	2人

②組織区分によるもの（小計4人）

警察	1人
学校（注）	2人
実業団	1人

（注）全日本学生剣道連盟、高校体育連盟及び全日本学校剣道連盟

③①②以外のもの（小計14人）

14人以内

合計 39人以内

2 任期途中で欠員が生じたため新たに理事を選任する場合は、会長は、欠員となった員数の候補者を欠員となった理事が属していた区分から推薦するものとする。

(監事候補者の員数)

第6条 任期満了により新たに監事を選任する場合は、会長が監事候補者として推薦する者の員数は3人以上5人以内とする。任期途中で欠員が生じたため新たに監事を選任する場合は、欠員となった員数の候補者を推薦するものとする。

(役員候補者選考委員会の設置)

第7条 評議員会に推薦する役員候補者を選考するため、役員候補者選考委員会を設置する。

2 役員候補者選考委員会の構成及び運営に関しては、別表に定める。

- 3 会長は、役員候補者選考委員会の選考結果に基づいて役員候補者を推薦するものとする。

第4章 役員年齢制限・再任制限

(年齢制限)

第8条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、選任時において、その年齢が80歳未満でなければならない。

- 2 前項にかかわらず、当該役員の実績を鑑み、継続して役員を務めることが不可欠であると役員候補者選考委員会が判断した場合、80歳以上であっても1期（2年）のみ役員に就任できるものとする。

(再任制限)

第9条 役員は、連続して10年を超えて在任することができないものとする。

- 2 前項にかかわらず、在任期間が10年に達したものであっても、2年間の経過期間を経た場合、再度役員に就任することができる。この場合も、再任されてからの在任期間は連続して10年を超えないものとする。

- 3 前2項にかかわらず、当該理事の実績等に鑑み、全剣連の事業目的を実現する上で、当該理事が継続して役員を務めることが不可欠であると役員候補者選考委員会が判断した場合、在任期間の10年を超えて1期2年延長することができる。

- 4 前項再任期間を満了した者については、満了後2年以上経過した時点で、再び理事候補者となることができる。

第5章 雑則

(規則の改定)

第10条 この本規則の改廃は、理事会の議決によって、変更することができる。

附則

- 1 この規則は、令和4年6月6日から施行する。
- 2 第9条は、令和6年度から適用する。
- 3 この規則は、令和5年4月1日から改正する。

別表

評議員及び役員選任規則第7条第2項に基づく 役員候補者選考委員会の構成と運営

第1 構成

1 組織

本委員会は、委員5人により組織する。

2 委員

委員は、以下の区分に従って理事会の決議に基づき会長が委嘱する。

- ① 外部理事 1人（推薦区分が地域区分及び組織区分以外の者）
- ② 女性理事 1人
- ③ 監事 1人
- ④ 評議員 1人
- ⑤ 学識経験者 1人

3 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 任期

- (1) 委員の任期は、委嘱の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。
- (2) 委員は、任期満了後においても、後任の委員が就任するまでの間は、なお委員として職務を行うものとする。
- (3) 委員は、再任を妨げない。

第2 運営

1 招集

会長は、評議員会に役員候補者を推薦しようとする場合、本委員会を招集し、役員候補者として推薦することの当否について本委員会に選考を求めるものとする。

2 議事

- (1) 本委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- (2) 本委員会の議事は、委員長が議長となり、委員で会議に出席したものの過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによ

る。

(3) 委員長は、必要と認めるときは会長の出席を求め、その説明を聴くことができる

(4) 本委員会の会議は、非公開とする。

3 選考

委員長は、選考の結果、候補者とすることを適当と認めた者の氏名を書面で会長に通知するものとする。この書面には、選考の理由を記載してはならない。